

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望する全員の正社員化を。めざせ、均等待遇。なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

2017春闘スタート 春闘要求書提出

◆第1回賃金交渉で要求書の趣旨説明を行なう！

同日、第3四半期決算の説明を受ける ～全員社員の努力があつての決算だと主張～

未来



郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3733
17年2月28日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。郵政ユニオン本部は、2月21日付で「2017年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書」を日本郵政グループ各社に提出、第1回賃金交渉を同日午後6時から、4会社同席のもと開催しました。

交渉はまず17春闘要求の趣旨説明を行ない、続けて第3四半期決算説明を受け、質疑を行いました。趣旨説明では次の3点を中心に主張を行いました。



3点の柱で主張を展開
3月15日を回答指定日

一点目は、昨年ベースアップを見送ったことで社員の生活がますます苦しくなっていることを「17春闘アンケート」が裏付けていること

二点目に、政府が「働き方改革」を進める状況の下で、国が80パーセントの株式を保有する日本郵政グループが率先して、全社員の半数を占める非正規社員

の処遇改善に大きく踏み出すべきであること

三点目として、郵政にかせられたユニバーサルサービスの提供を大幅増員で保障するべきであることを強く求めました。



第一回交渉の最後に当たって日巻委員長は「厳しい状況の中で、通気見通しの変更はしない」ことについて、「全社員の奮闘があつてこそこれだけの数字を上げた。社員に向けて一言頂きたい」と発言しました。



これに対して、会社は「厳しい環境下で、社員の貢献

は大きいと考えている」と述べました。

社員の貢献に報い、モチベーションを高めるためにも、大幅賃上げ・大幅増員・処遇改善を会社に求めるのは労働者として当然の権利です。

要求内容(抜粋)

- 正社員・短時間社員・月給制契約社員の賃金を、20,000円引き上げること
- 再雇用社員の基本給を25,000円引き上げること
- 時給制契約社員の時間給を200円引き上げること
- 郵政全国一律最低賃金制度を確立し、その時給を全国どこでも最低1,200円にすること
- 正社員・短時間社員・短時間勤務社員の一時金は、年間4,4月とすること
- 希望する期間雇用社員はすべて正社員に登用すること
- 一般職への採用選考方法の簡素化・登用要件の抜本的な緩和を行い、期間雇用社員を優先して採用すること
- 一般職の処遇改善、基本給を抜本的に改善すること
- 正社員の大幅増員で労働条件の改善を行なうこと
- 36協定における特別条項を廃止すること